

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年 6月20日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「指定管理者の指定について」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「指定管理者の指定について」に対する意見

議案「指定管理者の指定について」は、異議ありません。

教文建 第 256 号
平成19年 6月 8日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞弘多



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
29条の規定に基づき、別紙議案「指定管理者の指定について」について貴委
員会の意見を求めます。

指定管理者の指定について（案）

平成19年6月議会（定例会）

教育庁文化施設建設室

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者となる団体 文化の杜共同企業体
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 指定の期間 平成19年11月1日から平成23年3月31日まで

平成19年6月19日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案の概要の説明

部課名 教育庁文化施設建設室

1 件名

指定管理者の指定について

2 議案提出の必要性

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経なければならないため。

3 議案の概要

沖縄県立博物館・美術館が平成19年11月に開館することに伴い、平成18年12月議会で「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」を制定し、沖縄県立博物館・美術館の管理運営については同条例第4条にて指定管理者に行わせるものとした。

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第7条

5 関係各課との調整状況

6 添付資料

(1) 地方自治法第244条の2

(2) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第7条

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

○沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に博物館・美術館の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、博物館・美術館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館・美術館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

指定管理者（候補者）の選定結果について

沖縄県が設置している下記の「公の施設」について、指定管理者制度の導入に向け下記のとおり指定管理者（候補者）を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、平成19年6月県議会の議決を経た後に行うこととなります。

1 対象施設

- (1) 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- (2) 施設の概要 博物館・美術館資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、博物館・美術館資料に関する調査・研究を行うために設置
- (3) 設置場所 那覇市

2 選定方法

(1) 制度運用委員会構成員

- 委員長 上江洲 均（久米島文化センター長）
- 副委員長 杉浦 友平（教育庁教育管理統括監）
- 委員 宮城 篤正（沖縄県立芸術大学長）
- 委員 大城 定理（中小企業診断協会沖縄県支部長）
- 委員 稲垣 純一（国際電子ビジネス専門学校長）
- 委員 久保田 照子（沖縄県ユネスコ協会副会長）
- 委員 新垣 隆雄（教育庁文化施設建設室長）
- 委員 千木良 芳範（教育庁文化課長）
- 委員 瑞慶覧 長行（教育庁総務課長）

(2) 審査の経過

- 平成19年3月6日 第1回制度運用委員会（募集要項、選定基準等の検討）
- 平成19年5月18日 第2回制度運用委員会（プレゼンテーション、最終審査）

(3) 選定基準等

選定基準	配点
I 県民の公平な利用を確保できるものであること。	15点
II 博物館・美術館の効用を最大限に発揮させるものであること。	40点
III 博物館・美術館の効率的な管理がなされるものであること。	25点
IV 博物館・美術館の管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること	30点
V 博物館・美術館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること	10点
計	120点

3 選定結果

(1) 申請団体名

- 文化の杜共同企業体
- オ・ツー・エム共同企業体
- 株式会社 沖縄ダイケン

順不同

(2) 評価点数

順位		選定 基準Ⅰ	選定 基準Ⅱ	選定 基準Ⅲ	選定 基準Ⅳ	選定 基準Ⅴ	合計
第1位	文化の杜共同企業体	107点	278点	172点	214点	71点	842点
第2位	団体A	109点	278点	171点	212点	66点	836点
第3位	団体B	78点	200点	119点	132点	48点	577点

4 指定管理者（候補者）

団体名：文化の杜共同企業体

代表者名：株式会社沖縄文化の杜 代表取締役 平良 知二

住所：那覇市おもろまち1丁目3番31号

5 選定理由

提案のあった事業計画書や収支計算書、組織体制等が、県立博物館・美術館の適正な管理を行うことができると認められ、設置目的に合致しており県民サービスのさらなる向上が期待できる内容であった。

特にボランティアや地域との連携、その他の取組について優れた内容である。

6 指定の期間（予定）

平成19年11月1日から平成23年3月31日まで